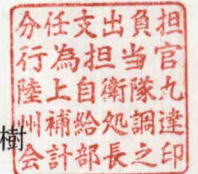


公 示

令和7年度装備品、器材等の部品及び役務等の契約希望募集要項

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊 九州補給処
調達会計部長 園 田 直 樹



分任契約担当官
陸上自衛隊 九州補給処
調達会計部長 園 田 直 樹



令和7年度装備品、器材等の部品及び役務等の契約を希望する者は、下記により応募して下さい。

記

1 公募に付する品目等

別紙「令和7年度 公募契約予定品目等一覧表」のとおり

2 参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の製造」、「物品の販売」及び「役務の提供等」において、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から競争における参加資格を停止されていない者であること。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買若しくは製造又は役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (7) この項第5号の「資本関係又は人的関係のある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）、(イ)について子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

- (ア) 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を兼ねている場合
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (8) 陸上自衛隊の「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」を承諾の上、契約を締結することが可能な者であること。
 - (9) 法令による許認可（武器等製造法・航空機製造事業法・火薬類取締法等）が必要な場合は当該許可等を有している者であること。
 - (10) 秘密等を取り扱う場合は、秘密保全上支障のないことを確認した者を充てることができること。
 - (11) 契約の履行に当たって必要となる特許権・実用新案権・著作権等その他の知的財産に関して、法令により定められた権利及び技術的知識を使用可能な者でかつ、法令上保護される第三者の権利を侵害することのないよう必要な措置を講じている者であること。
 - (12) 公募しようとする品目等の性能を保証できる書類を揃えること。
 - (13) 本事業を効率的、効果的に実施できる設備・技術等を有していること。
 - (14) 本事業に必要な次の要件に合致する技術者を所要数従事させる体制を有すること。
 - ア 一般管理：安全、工程管理、品質保証、保全に関する能力
 - イ データ管理：各種運転記録簿等の記録（各種データ収集、記録及び管理、各種報告の書類作成）及び官が要求する各種報告書の作成に関する能力
 - ウ 官に対する技術支援能力（使用者への助言等）
 - (15) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずるものとして、国発注事務等から排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
 - (16) 防衛省として原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者でないこと。

3 公募参加申込みに関する手続等

- (1) 応募する者は、別記様式の「公募契約希望申請書」（以下「申請書」という。）により、次の項目を証明する資料（以下「提出資料」という。）を提出しなければならない。
 - ア 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）（写し）
 - イ 機械器具、生産設備及び体制等を証明する書類（組織図、整備等実施計画、安全体制等）
 - ウ 品質保証、検査、修理に必要な技術を証する書類
 - エ 品目等により製造等に必要な法令等の規定に基づく許認可等の取得状況（写し）
 - オ 秘密を取り扱う場合は、保全体制を証する書類等
 - カ 下請業者に業務を一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧表
- (2) 申請書等の提出要領
持参又は郵送等により1部を提出する。
- (3) 受付期間
令和7年10月20日（月）～令和7年11月10日（月）
ただし、上記の受付期限は定期受付期限であり、この受付期限以降も令和8年3月31日（火）まで随時受け付ける。また、公募結果は審査合格の判定日以降有効となるため、場合によっては、希望する調達項目の契約等に間に合わないことがある。
また、持参する場合は、休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に定める行政機関の休日をいう。）を除く。
- (4) 受付時間
午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

(5) 提出先及び問合せ先

〒842-0032 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7-1
陸上自衛隊九州補給処 調達会計部契約課審査班
電話 0952-52-2161 (内線2314)

4 提出資料等の審査等

- (1) 応募者は、九州補給処の担当者から提出資料等について説明を求められた場合には、その都度説明しなければならない。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由等がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。
- (2) 応募者は、九州補給処の担当者から調査のために事業所等（下請者の事業所等を含む。）に係る調査のための協力依頼があった場合には、当該事業所等への立ち入りを含め調査に協力しなければならない。
- (3) 提出された資料等により、品目毎に契約履行能力の有無を審査する。

5 審査結果の通知

品目ごとに契約に参加させることが適当と認められた者に対しては、審査合格の通知をする。その他の者に対しては審査不合格の通知をする。

6 疑義の申し立て

- (1) 審査結果に疑義がある者は、契約担当官等に対して審査不合格の理由を書面で求めることができる。
 - ア 提出期限：審査不合格通知を受領した翌日から起算して5日以内（休日を除く。）
 - イ 提出場所：3項(5)に同じ。
 - ウ その他：書面は、持参又は郵送等するものとする。
- (2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申し立ての書面を受領した日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面により回答する。
- (3) 疑義の再申し立て
 - ア 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受領してから3日以内（休日を除く。）に書面により申し立てを行うことができる。
 - イ 契約担当官等は、疑義の再申し立ての書面を受領した日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

7 応募に当たっての留意事項

- (1) 提出資料等に虚偽の記載をした者は、当該品目の公募手続及び公募指名競争に参加させることが適当と認められなかった者とするとともに、九州補給処の他の契約の相手方としない場合がある。
- (2) 提出資料等の作成及び提出に要する費用等は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された資料等は原則として返却しない。
- (4) 提出された資料等は提出者に無断で他の目的で使用しない。
- (5) 原則として提出期限以降における提出資料等の差替え及び再提出は認めない。ただし、審査の必要から当該項目に対する補足資料等を求めることがある。
- (6) 提出資料等に自社製作図面以外の図面を使用する場合は、事前に著作権等の必要な諸手続を済ませておくとともに出図元を明記する。

8 その他の注意事項

- (1) 応募者の資格は、審査合格の通知を受けた以降、令和8年3月31日までの間、効力を発する。
- (2) 別紙の品目については、過去の実績に基づき記載しているため、令和7年度に必ず調達することを保障するものではない。また、今後、追加又は削除を行うことがある。

公 募 契 約 希 望 申 請 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
(分任契約担当官)
陸上自衛隊九州補給処
調達会計部長 殿

所在地
会社名
代表者名

当社は、九州補給処公示第4号(令和7年10月20日)の公募に関し、関係資料を添えて下記のとおり応募します。

なお、公示内容を承諾し、遵守事項等に違反しないことを誓約いたします。

記

No.	登録番号	調達予定項目	調達予定品目等	装備品本体の製造企業
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

【添付書類】

- 1 資格審査決定通知書(全省庁統一資格)(写し)
 - 2 設備及び体制等を証明する書類(組織図、整備等実施計画、安全体制等)
 - 3 法令等の規定に基づく許認可等の取得状況(写し)
 - 4 秘密等を取り扱う場合は、保全体制を証する書類等
 - 5 下請け業者に業務を一部委託する場合は、下請け(予定)企業一覧表
 - 6 法的資格保有者名簿(資格取得後の経験年数を含む。)
- ※ 添付する書類のみ記述する。(ただし、本用紙をそのまま使用する場合には、添付しない書類については、取消線を引くものとする。)

担当者名
担当者連絡先

記載例

公募契約希望申請書

令和〇年〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官
 (分任契約担当官)
 陸上自衛隊九州補給処
 調達会計部長 殿

所在地 〇〇県〇〇市〇〇〇〇町〇-〇
 会社名 株式会社 〇〇〇〇〇〇
 代表者名 代表取締役 〇 〇 〇 〇

当社は、九州補給処公示第4号(令和7年10月20日)の公募に関し、関係資料を添えて下記のとおり応募します。

なお、公示内容を承諾し、遵守事項等に違反しないことを誓約いたします。

記

No.	登録番号	調達予定項目	調達予定品目等	装備品本体の製造企業
1	通-12	UAV災害用II型 (GDXS-13-B)	整備・修理	parrot (仏国)
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

【添付書類】

- 1 資格審査決定通知書(全省庁統一資格) (写し)
 - 2 設備及び体制等を証明する書類(組織図、整備等実施計画、安全体制等)
 - 3 法令等の規定に基づく許認可等の取得状況(写し)
 - 4 秘密等を取り扱う場合は、保全体制を証する書類等
 - 5 下請け業者に業務を一部委託する場合は、下請け(予定)企業一覧表
 - 6 法的資格保有者名簿(資格取得後の経験年数を含む。)
- ※ 添付する書類のみ記述する。(ただし、本用紙をそのまま使用する場合には、添付しない書類については、取消線を引くものとする。)

担当者名 〇〇事業部 〇 〇 〇 〇
 担当者連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

令和7年度 公募契約予定品目等一覧表 (装備計画部通信電子課)

登録番号	調達予定項目	調達予定 品目等	装備品本体の製造企業	区分
通-12	UAV災害用II型 (GDXS-13-B)	整備・修理	parrot (仏国)	通信電子